

国設藤前干潟鳥獣保護区

設定計画書（案）

平成14年 月 日

環境省

1 鳥獣保護区の名称
国設藤前干潟鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の設定区分
集団渡来地の保護区

3 鳥獣保護区の区域

愛知県名古屋市港区南陽町大字藤高新田所在新川右岸河口を起点とし、同所から同右岸堤防を北進し地方主要道東海橋線日之出橋との交点に至り、同所から同橋を経て庄内川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北進し一般国道1号一色大橋との交点に至り、同所から同橋を経て庄内川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南進し同堤防の南端に至り、同所から汐止ふ頭西側護岸を南進し同護岸の南端に至り、同所から空見ふ頭西側護岸を南進し同護岸上の点（北緯35度3分51.7秒，東経136度50分45.7秒）に至り、同所から同所と海部郡飛島村金岡所在木場金岡ふ頭北東端を結ぶ直線を780メートル西進し海上の点（北緯35度3分52.0秒，東経136度50分14.9秒）に至り、同所から同所と木場金岡ふ頭北側泊地北端（北緯35度4分10.4秒，東経136度49分32.9秒）を結ぶ直線を1,206メートル北西に進み同所に至り、同所から同所と飛島村金岡42番2の北端を結ぶ直線を南西に進み同所に至り、同所から木場金岡ふ頭北側外周護岸を北西に進み同ふ頭北端に至り、同所から飛島村新政成の海岸堤防上の点（北緯35度4分7.1秒，東経136度49分8.8秒）を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同堤防を北進し日光川水閘門西端に至り、同所から日光川右岸堤防を北西に進み一般国道302号飛島大橋との交点に至り、同所から同橋を経て日光川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東に進み一般国道23号との交点に至り、同所から同所と藤前海岸堤防を最短距離で結ぶ直線を東進し同所に至り、同所から同堤防を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

4 設定理由

当該地域は、伊勢湾奥部に残された唯一の大規模な干潟である庄内川・新川・日光川河口干潟を中心とする地域で、東アジア - オーストラリア渡りルート上の中継地となっていることから、シギ・チドリ類、ガンカモ類、サギ類等渡り鳥が多数渡来する。

春秋の渡りの時期及び越冬期には、ハマシギ、トウネン、ダイゼン、オオソリハシシギ、メダイチドリをはじめ、ハウロクシギ、シベリアオオハシシギ等の希少種も含む各種シギ・チドリ類が多数渡来し、採餌・休息等の場として利用している。その渡来数は我が国最大規模であるとともに、シギ・チドリ類のうち7種について推定個体数の1%以上の利用が確認されている。また、冬季にはロシア極東、アラスカ等から多数のガンカモ類が渡来し越冬する。その他、サギ類、カモメ類、猛禽類も多数渡来又は生息し、その中には、チュウサギ、ズグロカモメ、コアジサシ、チュウヒ、ハヤブサ等の希少種も含まれている。

なお、干潟に連続する庄内川・新川下流部河岸にはヨシ原が広がり、日光川下流部は淡水の静穏な水面が保たれていることから、草原性の鳥類や淡水性のカモ類等の生息地となっており、干潟部と合わせて鳥類の良好な生息環境となっている。

このように、当該地域は、全国的及び国際的見地から渡り鳥の保護上重要な地域となっていることから、国設鳥獣保護区を設定するものである。

5 設定する鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 770 ㌦

内訳

ア 形態別内訳 水面（干潟，ヨシ原，導流堤，堤防，道路，橋梁敷，水閘門敷，排水機場敷，鉄塔敷等を含む。）770 ㌦

イ 所有者別内訳

国 有 地	国 土 交 通 省	27 ㏍
地方公共団体有地	県 有 地	0 ㏍
	市 有 地	118 ㏍
私 有 地 等		128 ㏍
公 有 水 面		497 ㏍

ウ 他法令による規制区域

河川法の規定による河川区域	495 ㏍
港湾法の規定による港湾区域	629 ㏍
海岸保全法の規定による海岸保全区域	23 ㏍

6 存続期間

平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで

7 設定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概況

ア 鳥獣保護区の位置

愛知県名古屋市及び海部郡飛島村の伊勢湾最奥部に当たる、庄内川、新川、日光川の下流部及び河口干潟を中心とする地域に位置する。

イ 地形・地質等

庄内川、新川、日光川の下流部及び3河川が合流する河口部となっており、潮の干満の差が大きく、干潮時には各河口に大規模な干潟が現れる。

この干潟の標高は、名古屋港基準面 + 0.7 m 以上の面積が多い庄内川河口干潟から同 + 0.7 m 以下の面積が多い藤前干潟まで場所によって高低差が大きく、地質は、砂質からシルト質まで場所によって差異がある。

水質は、日光川下流部の淡水域以外は、海水又は汽水で、夏期等において貧酸素水塊による影響を受けることがまれにあるものの、環境基本法の環境基準は満たしている。

ウ 植物相の概要

名古屋港基準面 + 0.7 m 以上の箇所のうち、常時干出しているところには、ヨシ群落、ヨシ・マコモ群落、アイアシ群落、チガヤ群落が見られる。

海中に藻場の存在は確認されていない。

エ 動物相の概要

鳥類は、シギ・チドリ類及びガンカモ類等の渡り鳥が中継・休息地として利用しているほか、各河川の下流部等にヨシの群生地があることからヨシキリ等の草原性の鳥類、日光川下流部が淡水域となっていること及び周辺に低湿な水田地帯があること等から淡水性シギ、サギ、ガンカモ類、周辺に稲永公園、弥富野鳥園等の緑地があること等から森林性鳥類及びハヤブサ等の猛禽類も生息している。

干潟には、マキガイ綱、ニマイガイ綱、ゴカイ綱、甲殻綱に属する 13 種の底生生物が多数生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 被害の報告

当該地域は、水面のみであり農林業への被害はない。

また、当該水面は漁業権が設定されていないため水産業への被害はない。

なお、当該地域周辺の市町村においては、カルガモ等による農業被害及びカラス等による生活被害の報告があるほか、カワウ、サギ等による内水面養殖漁業への被害が

みられる。

イ 有害鳥獣駆除の実績

当該地域における有害鳥獣駆除の実績はない。

なお、当該地域周辺の市町村においては、ドバト、カルガモ、コサギ、カラス等について有害鳥獣駆除が実施されている。

8 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ8第9項の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に、鳥獣の保護繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対して、通常生ずる損失を補償する。

9 鳥獣保護区の設定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札、案内板、補助板等の設置を行う。